

(自然災害による被害の発生の防止または軽減に配慮されたものであることについての基準等)

第4 規則第6条の区長が別に定める基準は、認定申請対象住宅がつぎの区域外であることとする。ただし、区域の解除が確実に見込まれる場合等は除く。

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域

2 前項の基準に適合していることを確認するため、申請者は、法第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画等の認定の申請および法第8条の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の申請に併せて、つぎに掲げる図書を区長に提出することとする。

区長が必要と認める場合は、申請建築物が前項各号の区域内に存しないことを証する書類

前項各号の区域の解除が確実に見込まれる場合等はそれを証する書類